

第3章

プランの全体像

1 生活環境分野の目指す姿

市民・事業者・行政のあらゆる主体が生活環境の保全につながる様々な対策に取り組んできた結果、現在の横浜の生活環境が確保されています。本プランでは、第2章で述べた環境の現状や課題を踏まえ、今後もこの状況の維持、向上を図ることに加えて、市民の心地よさの実感という視点を取り入れ、目指す姿を設定します。

目指す姿

将来にわたり安全・安心で快適な生活環境の創出
～心地よさが実感できる大気・音・水・土壌環境～

(1) 目指す姿の基本的な考え方

旧環境管理計画やガイドラインでは、「安全・安心で快適な生活環境の保全」を目指す姿としてきました。「安全・安心」とは、大気汚染や水質汚濁等の環境負荷や環境リスクによる市民の「健康」への影響に関する視点であり、「快適」とは、近隣騒音や悪臭等による「市民生活」への影響に関する視点です。「安全・安心」と「快適」は明確に区別できるものではなく、人によっても捉え方は異なりますが、両者ともに重要な要素です。

本プランでは、この考えを引き継ぎ、市民の健康が守られ、日々の暮らしにおいて不快感なく過ごせる生活環境の確保に向けて取り組むとともに、さらに、実際に市民が心地よさを実感して暮らしていることが大切であることから、そのような状況を創り出すという意味を込めて、従来の「生活環境の保全」から一歩進んだ「生活環境の創出」を目指すとしています。

また、今の世代の責任として、現在の生活環境を確実に維持し、更なる向上を図り、次の世代へ引き継いでいくという意識を持つことも重要です。

本プランに掲げる取組を通じて、安全・安心で快適な生活環境を未来に引き継いでいくとともに、環境管理計画で掲げる「環境を賢明に保全・創出し、自然の恵みを享受できる健康で快適な暮らし」の実感につなげます。

※「安全・安心」とは、環境基準の達成により市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることで、まず「安全」を確保し、その上で、環境負荷や環境リスクの低減を進めるとともに、適切な情報発信を行うことにより、市民の「安心」の醸成につなげるという考え方に基づいています。

(2) 心地よい生活環境とは

本プランでは、澄んだ空、川のせせらぎや草木の揺れる音、清涼で美しい川や海、健全で豊かな土壌など、個々の環境要素が良好な状態に保たれるとともに、それらが全体として調和し、市民が日々の暮らしの中で「気持ちのよさ」や「快適さ」を実感できる状況を「心地よい生活環境」としています。市民がこのような良好な状況を知り、実際に体感することを通じて、心地よさの実感につなげます。

2 環境目標

目指す姿の実現に向けて、3つの環境目標を掲げます。

目標1 大気汚染や水質汚濁等に対する未然防止の取組や環境汚染への対応により良好な生活環境が保たれるとともに、災害発生への備えが進み、将来にわたり健康で安全に暮らしています。

目標2 生活環境の状況や新たな環境リスクの情報が分かりやすく伝わり、安心して過ごしています。

目標3 あらゆる主体が環境行動の重要性を理解し、共に取り組むことで、市民が心地よい生活環境を実感しています。

大気汚染や水質汚濁等の未然防止や土壌汚染等の環境汚染への適切な対応により良好な生活環境を保つとともに、災害に起因する化学物質の漏えい・流出等への備えを進めることで、将来にわたり市民の健康と安全の確保を図ります。また、良好な生活環境の状況等を分かりやすく伝えることで、市民の安心感の醸成につなげます。さらに、市民・事業者・行政のあらゆる主体が良好な生活環境の保全と創出につながる様々な取組の重要性を共有することで、事業者や市民の主体的な環境行動を一層推進します。これらの目標達成に向けた各取組の推進により、市民が日々の生活の中で生活環境の心地よさを実感することを目指します。

3 計画期間

本プランの計画期間は、2040年度までとします。

4 取組方針

環境目標の達成に向けて、主軸となる3つの取組方針を定めます。市民・事業者・行政のあらゆる主体が協力していくことが大切であることを踏まえ、市民や事業者等と共に取り組んでいく方針を第一とし、生活環境の保全に関する基盤的取組や課題対応の方針を第二、第三として整理しました。

取組の推進にあたっては、デジタル技術の活用などの検討を進め、行政サービスの質の向上を図ります。（詳細は第4章に掲載）

取組方針1 市民・事業者等との共創の推進

地域の生活環境を良好に保つためには、事業活動や日常生活に伴う生活環境への影響を小さくするよう、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。情報発信や多様な主体との取組を通じて環境行動の重要性を共有し、環境意識の更なる醸成と主体的な環境行動の促進を目指します。また、生活環境に関する広域的な課題の解決に向けて、近隣自治体等と連携した取組を進めます。

取組方針2 生活環境の確実な保全

これまで、公害や生活環境に関する様々な課題に対し、環境法令等に基づく規制・指導、環境調査、環境中への漏えいや汚染への適切な対応など、基盤的な取組を着実に実施し、生活環境の保全に取り組んできました。今後も、環境負荷の低減や生活環境の悪化の未然防止に向けて、これらの取組を継続して実施していくことで、現在の生活環境を将来にわたって確実に保全します。

取組方針3 より良好な生活環境の創出

継続的な課題である光化学オキシダントやアスベスト等への対策、有機フッ素化合物（PFAS）等の新たな環境汚染物質への対応、災害に伴う事業所からの化学物質の漏えい・流出等に対する備えなど、多様な課題が生じています。これらの課題に対して先を見据えて実効性のある取組を推進することで、環境負荷や環境リスクの低減を図り、現在よりも良好な生活環境の創出につなげます。

5 取組方針ごとの具体的な取組の例

各取組方針に基づき、施策や具体的な取組を展開します。ここでは具体的な取組の例を紹介します。各取組の詳細は、第4章にまとめています。

取組方針1

環境保全プロモーション

市民や事業者の主体的な環境行動を推進するため、事業者と連携した動画やSNSを活用して、親しみやすい内容で環境保全に関する広報を行います。



事業者の取組を紹介する動画の1コマ

取組方針1

水辺の魅力プロモーション (よこはま水辺推し活)

水環境への意識の向上を図るため、水辺への興味や愛着を育む「よこはま水辺推し活」を、市民参加型の水環境調査等により展開します。

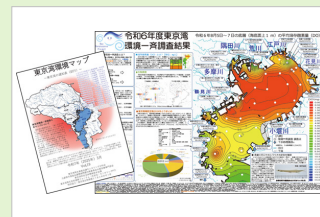


水環境調査の様子

取組方針1

自治体間の 広域連携の取組

光化学オキシダント対策や東京湾の水質改善に係る調査などの広域的な環境課題に対し、自治体間の連携の枠組みを活用して取り組みます。



東京湾環境マップ

取組方針2

届出審査・立入検査等

事業者の規制基準等の遵守を確認するため、環境法令等に基づく届出審査や事業所への計画的な立入検査等を実施します。



事業所への立入検査
(排出ガス測定)

取組方針3

アスベスト対策

これから建築物の解体工事件数のピークが見込まれ、依然として対応が必要な課題であるため、届出等の確認や立入検査のほか、法制度の周知を図ります。



浮遊アスベスト濃度の測定

取組方針3

災害対応体制の整備・ 災害対応訓練

災害に伴う化学物質の漏えい等による影響を抑えるため、平常時から災害対応体制の整備や災害対応訓練等を実施し、災害対応力の向上を図ります。



協定締結機関と合同で
実施した災害対応訓練

6 施策体系

目指す姿、環境目標、取組方針、施策及び具体的な取組の関係は、体系図（図 3-1）のとおりです。施策は多岐にわたるため、施策ごとの目標も定めています（図 3-2）。

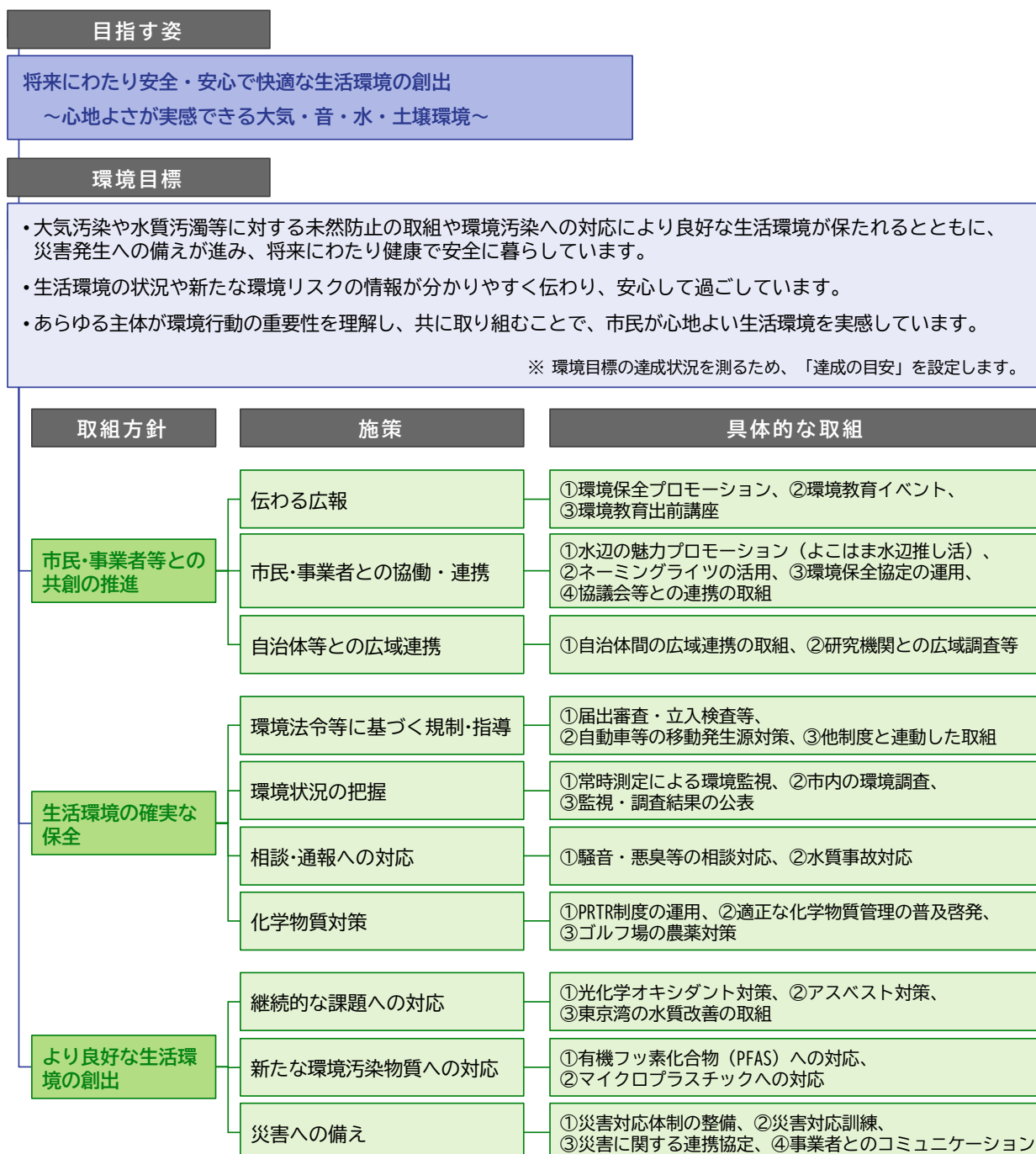


図 3-1 横浜市生活環境保全推進プランの体系

取組方針 1 市民・事業者等との共創の推進	
施策	施策ごとの目標
伝わる広報	・市民や事業者に生活環境に関する様々な情報が伝わることで理解が深まり、主体的な環境行動につながっています。
市民・事業者との協働・連携	・市民や事業者の力を生かした取組が進められ、環境意識の向上と持続可能な環境づくりが進んでいます。
自治体等との広域連携	・広域的な環境課題の解決に向けて、自治体等との連携した取組が進められています。

取組方針 2 生活環境の確実な保全	
施策	施策ごとの目標
環境法令等に基づく規制・指導	・事業者の法令遵守により、環境負荷の低減が図られ、良好な生活環境が保たれています。 ・環境基準の達成が確実に維持されているとともに、未達成項目の達成率が向上しています。
環境状況の把握	・生活環境の状況を確実かつ継続的に把握し、環境保全行政の基盤となる基礎データを収集できています。 ・生活環境の状況を公表することで、市民の安心につながっています。
相談・通報への対応	・迅速かつ適切な相談・通報対応が行われるとともに、未然防止・再発防止に向けた対応が継続され、市民の健康被害や生活環境の悪化が防がれています。
化学物質対策	・PRTR制度に基づき、化学物質の排出量・移動量が適正に把握されています。 ・化学物質の適正な使用・管理が進んでいます。

取組方針 3 より良好な生活環境の創出	
施策	施策ごとの目標
継続的な課題への対応	■光化学オキシダント対策 ・揮発性有機化合物（VOC）排出対策により、事業者の自主的な取組が一層推進されると同時に、市民のVOCに対する意識向上が図られています。 ・科学的な調査研究により、発生メカニズムの解明が進んでいます。 ■アスベスト対策 ・適切な周知・規制・検査等により、解体等工事でのアスベスト飛散が防止されています。 ■東京湾の水質改善の取組 ・東京湾に流入する事業所排水について、汚濁負荷量の把握・規制により、富栄養化対策が進んでいます。
新たな環境汚染物質への対応	・環境中の実態把握を行い、事業者の適切な管理を促すとともに情報公開を行うことで、市民の健康や生活環境保全につながっています。
災害への備え	・災害対応体制の整備や訓練等の実施により、災害時の迅速な対応と被害の最小化に向けた備えが進んでいます。

図 3-2 施策ごとの目標一覧

7 進捗管理

(1) 進捗管理の方法

本プランの進捗管理は、大気環境や水環境等の生活環境の状況、環境目標の達成状況の評価、本プランに基づく取組の実施状況等を取りまとめた年次報告書の作成により行います。環境目標の達成状況については、「達成の目安」を設定し、その目安と現状を比較することにより、総合的に評価します。作成した年次報告書は、インターネット等の手法により広く市民や事業者等に向けて公表します。

また、本プランは2040年度までの環境目標を掲げていますが、進捗や時代の変化に応じて取組方針や施策の修正が必要となることも想定されます。そこで、5年程度の適切な期間ごとに、取組方針や施策が適切なものとなっているかどうかの検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

(2) 達成の目安

環境目標の達成状況を測るために、環境目標の総体に対して「達成の目安」を4つ設定します。これらの目安と現在の状況を比較することで、環境目標がどの程度達成されているかを総合的に評価します。

目安1 環境基準の達成率の向上及び継続的な達成

目安2 生活環境に関する満足度の向上

目安3 環境情報等の収集に関する満足度の向上

目安4 環境行動の実践率の維持及び向上

目安1は、環境保全行政の政策目標である環境基準を用いることとし、その評価方法は国が示すものを用いることとします。具体的な環境基準の例と達成の状況は、表3-1のとおりです。

目安2～4は、市民実感を把握する必要があるため、意識調査などの手法により得られた結果を用いて評価します。調査結果の例は、図3-3～図3-7のとおりです。

表 3-1 目安 1 に関する環境基準の例と 2024 年度の達成状況

分野	項目	環境基準（一部を抜粋）	2024 年度の達成率
大気環境	二酸化窒素（NO ₂ ）	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	100%
	光化学オキシダント（O ₃ ）	1 時間値が 0.06 ppm 以下であること。	0%
	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。	100%
水環境	（河川） 生物化学的酸素要求量（BOD）	B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 5 mg/L 以下、 D 類型 8 mg/L 以下	90%
	（海域） 化学的酸素要求量（COD）	B 類型 3 mg/L 以下、C 類型 8 mg/L 以下	71%
	（海域） 全窒素	Ⅲ類型 0.6 mg/L 以下、Ⅳ類型 1 mg/L 以下	86%
	（海域） 全りん	Ⅲ類型 0.05 mg/L 以下、Ⅳ類型 0.09 mg/L 以下	43%
地盤環境	（地下水） 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	100% （概況調査）
	（土壌） ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下	100%
音環境	騒音	道路に面する地域 ・ 幹線交通を担う道路に近接する空間 昼間 70 dB 以下 夜間 65 dB 以下 ・ A 地域 昼間 60 dB 以下 夜間 55 dB 以下 ・ B 地域 昼間 65 dB 以下 夜間 60 dB 以下 ・ C 地域 昼間 65 dB 以下 夜間 60 dB 以下	道路交通騒音 （面的評価） 88%

※1 環境基準の達成率が 100% の項目は、環境の現状非悪化の趣旨を踏まえ、継続的に 100% を目指します。

環境基準の達成率が 100% に至っていない項目は、達成率 100% を目指します。

※2 二酸化窒素について、横浜市では環境基準のゾーン下限値（0.04 ppm）を環境目標値としており、目安 1 の評価でも環境目標値を用います。

※3 光化学オキシダントについて、本表では 2024 年度の達成状況を記載しているため、旧環境基準を記載しています。2026 年度以降の光化学オキシダントの測定値については、2026 年 4 月 1 日に施行された新たな環境基準を用いて評価します。

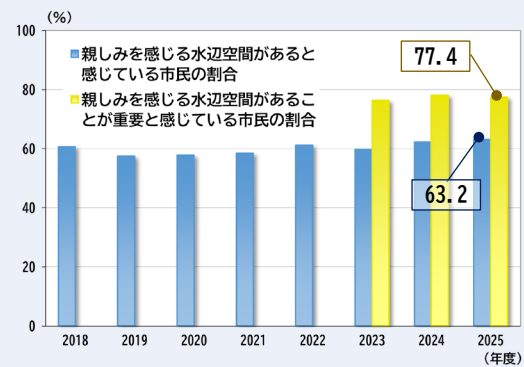
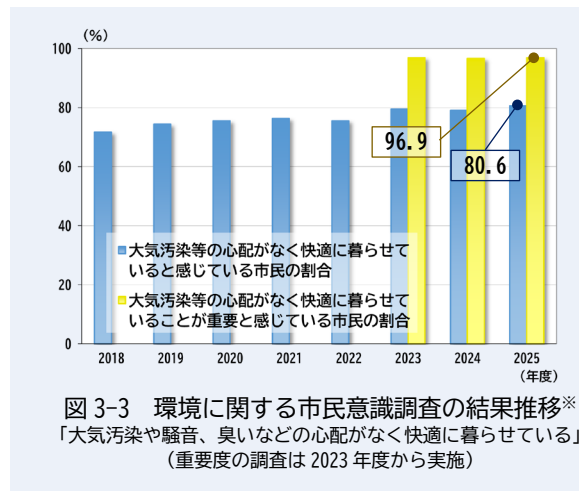
・ 2026 年 4 月 1 日施行の光化学オキシダントの環境基準

「オゾンとして、8 時間値が 0.07 ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04 ppm 以下であること。」

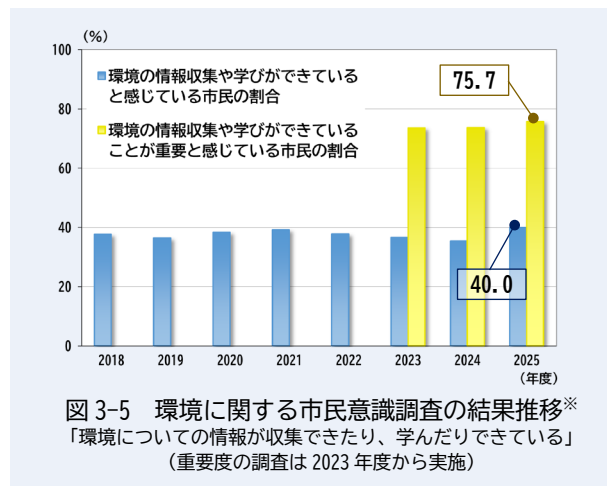
※4 各項目の測定値の扱いは、国が示す方法を用います。

※5 環境基準の一覧と詳細は、資料編をご覧ください。

■目安 2 に関する意識調査結果の例



■目安 3 に関する意識調査結果の例



※ 「そう思う」又は「少しそう思う」、「重要」又は「少し重要」と回答した市民の割合の合計で、それぞれの設問で母数は同じです。

■目安 4 に関する意識調査結果の例

